

愛媛県韓

薆 媛 県 発 行

平成28年10月14日金曜日 第2816号外 2

	◇ 目 規	次 ◇ 則		
愛媛県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則	訓	*	(経営支援課).	1
愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令			(経営支援課).	4

規

○愛媛県規則第38号

愛媛県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。 平成.28年10月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

愛媛県中小企業高度化資金貸付規則(昭和31年愛媛県規則第62号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

正 改 後 改 正 前

(趣旨)

14年法律第147号。以下「機構法」という。)の規定に基づき、 県が行う中小企業者(機構法第2条第1項に規定する中小企業者 <u>をいう。別表第2を除き、以下同じ。)</u>その他の事業者の事業活 動に必要な資金(以下「高度化資金」という。)の貸付けに関 し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 削除

附 則

(貸付金の限度等の特例)

3 一の借主に対して貸し付ける貸付金の金額、利率及び据置期間 │ 3 一の借主に対して貸し付ける貸付金の金額、利率及び据置期間 は、中小企業者の事業活動におけるエネルギーの有効利用等を図 るために特に必要な設備として知事が認めるもの及び当該設備の 整備に係る施設を貸付対象施設とする高度化資金の貸付け(平成 29年3月31日までに貸付決定を行うものに限る。)を行う場合に あつては、別表第2貸付金の金額の欄、利率の欄及び据置期間の 欄、別表第3貸付金の金額の欄、利率の欄及び据置期間の欄並び に別表第4貸付金の金額の欄、利率の欄及び据置期間の欄の規定 にかかわらず、次の表のとおりとする。

貸 付 金 の 金 額	利 率	据置期間
貸付対象者が貸付対象施設を取得し、造成	年 <u>0.50</u>	省略
し、又は整備するのに必要な資金(以下	パーセ	
「整備資金」という。)の100分の99に相	<u>ント</u> 以	
当する額(整備資金の額が1,000万円を超	内	
える場合にあつては、整備資金の額から10		
万円を減じた額)以内		

(趣旨)

第1条 この規則は、独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成 │第1条 この規則は、独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成 14年法律第147号。以下「機構法」という。)の規定に基づき、 県が行う中小企業者

その他の事業者の事業活

動に必要な資金(以下「高度化資金」という。)の貸付けに関 し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、「中小企業者」とは、機構法第2条第 1項に規定する者をいう。

附 則

(貸付金の限度等の特例)

は、中小企業者の事業活動におけるエネルギーの有効利用等を図 るために特に必要な設備として知事が認めるもの及び当該設備の 整備に係る施設を貸付対象施設とする高度化資金の貸付け(平成 29年3月31日までに貸付決定を行うものに限る。)を行う場合に あつては、別表第2貸付金の金額の欄、利率の欄及び据置期間の 欄、別表第3貸付金の金額の欄、利率の欄及び据置期間の欄並び に別表第4貸付金の金額の欄、利率の欄及び据置期間の欄の規定 にかかわらず、次の表のとおりとする。

貸 付 金 の 金 額	利 率	据置期間
貸付対象者が貸付対象施設を取得し、造成	年 <u>0.65</u>	省略
し、又は整備するのに必要な資金(以下	パーセ	
「整備資金」という。)の100分の99に相	<u>ント</u> 以	
当する額(整備資金の額が1,000万円を超	内	
える場合にあつては、整備資金の額から10		
万円を減じた額)以内		

高度化 資金の 種類	貸付対象者	貸付対象施設	貸付金の金額	利率	償選期間	置	高度化 資金の 種類		貸付対象施設	付金の金額	利率	償 還 期 間	据置期間
1 経	経営革新計画	経営革	整備	年 <u>0.50パ</u>	省		1 経	経営革新記	十画 経営革	整備	年 <u>0.65パ</u>	省	
営革	承認グループ事	新計画承	資金の	<u>ーセント</u> 。	略		営革	承認グルース	プ事 新計画承	資金の	<u>ーセント</u> 。	略	
新計	業を実施する <u>中</u>	認グルー	100分の	ただし、災			新計	業を実施する	5 <u>中</u> 認グルー	- 100分の	ただし、災		
画承	<u>小企業者(中小</u>	プ事業の	80(災	害復旧貸付			画承	小企業者等(<u>中</u> プ事業の	80 (災	害復旧貸付		
認グ	企業等経営強化	用に供す	害復旧	若しくは緊			認グ	小企業の新た	<u>: な</u> 用に供す	害復旧	若しくは緊		
ルー	法	る土地、	貸付及	急健康被害			ルー	事業活動の促	産進 る土地、	貸付及	急健康被害		
プ資		建物(関	び緊急	等防止貸付			プ資	に関する法	建物(関	び緊急	等防止貸付		
金	(平成11年法律	連施設を	健康被	又は次のい			金	(平成11年法	法律 連施設を	健康被	又は次のい		
	第18号 <u>)第2</u>	含む。以	害等防	ずれかに該				第18号。以	<u>下</u> 含む。以	害等防	ずれかに該		
	条第1項に規定	下同じ。)	止貸付	当する場合				「中小企業新	<u>f事</u> 下同じ。) 止貸付	当する場合		
	する中小企業者	、構築物	につい	については、				業活動促進法	<u>、</u> 構築物	につい	については、		
	<u>をいう。)及び</u>	(関連施	ては、	無利子とす				<u>という。)第</u>	(関連旅	では、	無利子とす		
	組合等(同条第	設を含む	100分の	る。				条第1項に規	見定 設を含む	3 100分の	る。		
	5項に規定する	。以下同	90)以	ア~ウ 省				する中小企業	<u>養者</u> 。以下同	90)以	ア~ウ 省		
	<u>組合等</u> をいう。)	じ。)又	内	略				<u>等</u> をいう)。) じ。) ス	内	略		
		は設備							は設備				
2 異	異分野連携新	省略					2 異	異分野連携	影新 省略				
分野	事業分野開拓計						分野	事業分野開拓	5計				
連携	画認定グループ						連携	画認定グルー	- プ				
新事	事業を実施する						新事	事業を実施す	7る				
業分	中小企業者(<u>中</u>						業分	中小企業者(<u>中</u>				
野開	小企業等経営強						野開	小企業新事業	美活				
拓計	化法第10条第1						拓計	動促進法第1	1条				
画認	項 に規定す						画認	第1項に規定					
定グ	る中小企業者を						定グ	る中小企業者	首を				
ルー	いう。)						ルー	いう。)					
プ資							プ資						
金							金						
3 下	下請振興事業	下請振	整備	年0.50パ	省		3 下	下請振興事	事業 下請抗	整備	年0.65パ	省	
請振	計画承認グルー	興事業計	資金の	ーセント。	略		請振	計画承認グル	ノー 興事業計	資金の	ーセント。	略	
興事	プ事業を実施す	画承認グ	100分の	ーーー ただし、災			興事	プ事業を実施	痩す 画承認り	7 100分の	ただし、災		
業計	る特定下請組合	ループ事	80(災	 害復旧貸付			業計	る特定下請約	且合 ループ事	80 (災	害復旧貸付		
画承	等(下請中小企	業の用に	害復旧	若しくは緊			画承	等(下請中小	∖企 業の用に	害復旧	若しくは緊		
認グ	業振興法(昭和	供する土	貸付及	急健康被害			認グ	業振興法(昭	呂和 供する土	貸付及	急健康被害		
ルー	45年法律第145	地、建物、	び緊急	等防止貸付			ルー	45年法律第	145 地、建物	び緊急	等防止貸付		
プ資	号)第5条第1	構築物又	健康被	又は次のい			プ資	号)第5条第	第1 構築物区	健康被	又は次のい		
金	項に規定する特	は設備	害等防	ずれかに該			金	項に規定する	5特 は設備	害等防	ずれかに該		
	定下請組合等を		止貸付	当する場合				定下請組合領	手を	止貸付	当する場合		
	いう。)		につい	については、				いう。)		につい	については、		
			ては、	無利子とす						ては、	無利子とす		
			100分の	る。						100分の	る。		
			90)以	ア~ウ 省						90)以	ア~ウ 省		
			内	略						内	略		
4 省							4 省						
略							略						
5 施	事業協同組合、	省略					5 施	事業協同組	合、省略				
±n. (≢	事業協同小組合	I	I	l	1	1	≐几 住	事業協同小組	- A	1	1	1	l

							1946	+0
高	度化		份什社会	ペルム			償温	据
資:	金の	貸付対象者	貸付対象		利	率	還	置
種類	類		施設	の金額			期	期
							間	間
1	地	政令第3条第	省略					
ť	域産	2項第1号に規						
Ì	業創	定する特定会社						
ì	造基	(以下「特定会						
į	盤整	社」という。)						
1	備資	同号に規定する						
3	金	一般社団法人等						
		(以下「一般社						
		団法人等」とい						
		う。)、同号に						
		規定する商工会						
		等(以下「商工						
		会等」という。)						
		又は市町						
2	省							
略								
	省	又は市町						

別表第4(第3条 第5条関係)

高度化					償	据
育金の		貸付対象	貸付金	利率	還	置
重要の		施設	の金額	ጥነ ገተ	期	期
1 至 大只					間	間
1 地	特定会社、一	地域産	整備	年 <u>0.50パ</u>	省	
域産	般社団法人等、	業創造基	資金の	<u>ーセント</u> 。	略	
業創	商工会等又は市	盤整備活	100分の	ただし、災		
造基	町(地域産業創	性化事業	80(災	害復旧貸付		
盤整	造基盤整備事業	の用に供	害復旧	及び緊急健		
備活	を行つたものに	する土地、	貸付及	康被害等防		
性化	限る。)	建物、構	び緊急	止貸付につ		
資金		築物又は	健康被	いては、無		
		設備	害等防	利子とす		
			止貸付	る。		
			につい			
			ては <u>、</u>			
			100分の			
			90)以			
			内			
2 省						
略						

高度化 資金の 種類	貸付対象者	貸付対象施設	貸付金 の金額	利	率	償還期間	据置期間
造基盤整	政項す以、目のでは、 変第1号には、 等1号には、 を第1号には、 を第1号には、 をでは、 をでは、 をでは、 をできますが、 をできますが、 をできますが、 をできますが、 をできますが、 をできますが、 をできまが、 をできますが、 をできまが、 をできが、 をできが、 をできが、 をできが、 をできが、 をできが、 をできが、 をできが、 をできが、 をできが、 をできが、 をできがが、 をできがが、 をできがが、 をできがが、 をできがが、 をできがが、 をできがが、 をできがが、 をできがが、 をできがが、 をできがが、 をできがが、 をできがが、 をできがが、 をできがが、 をできがが、 をできがが、 をできがが、 をできががが、 をできがが、 をできががが、 をできががが、 をできががが、 をできがががが、 をできがががが、 をできがががががががががががががががががががががががががががががががががががが	省略					
2 省略							

別表第4(第3条 第5条関係)

高度化資金の	貸付対象者	貸付対象	貸付金	利率	償還	据置
種類	RINAL	施設	の金額	15 7	期間	期間
1 地	特定会社、一	地域産	整備	年 <u>0 .65パ</u>	省	
域産	般社団法人等、	業創造基	資金の	<u>ーセント</u> 。	略	
業創	商工会等又は市	盤整備活	100分の	ただし、災		
造基	町(地域産業創	性化事業	80(災	害復旧貸付		
盤整	造基盤整備事業	の用に供	害復旧	及び緊急健		
備活	を行つたものに	する土地、	貸付及	康被害等防		
性化	限る。)	建物、構	び緊急	止貸付につ		
資金		築物又は	健康被	いては、無		
		設備	害等防	利子とす		
			止貸付	る。		
			につい			
			ては <u>100</u>			
			<u>分の90</u>			
			_)以			
			内			
2 省						
略						

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓	令
---	---

○愛媛県訓令第12号

庁 中 一 般 各 地 方 機 関 愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成28年10月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令

(愛媛県庁事務決裁規程の一部改正)

第1条 愛媛県庁事務決裁規程(昭和51年愛媛県訓令第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 改 正 前 別表第6(第4条関係) 別表第6(第4条関係) 知事の権限に属する経済労働部関係事務に係る特定決裁事項 知事の権限に属する経済労働部関係事務に係る特定決裁事項 決裁区分 決裁区分 組 組 専決者 専決者 織 事 頂 事務の種類 頂 織 事務の種類 知 知 部局課 部局課 名 事 名 事 長長長 長長長 産業 1・2 省略 産業 1・2 省略 創出 3 中小企業等経営強化法 1 株式の取 ^{創出}│3 中<u>小企業の新たな事業</u>│1 株式の取 課 課 活動の促進に関する法律 得の確認 得の確認 の施行に関する事務 (第7条) の施行に関する事務 (第8条)

(愛媛県地方局事務決裁規程の一部改正)

第2条 愛媛県地方局事務決裁規程(昭和55年愛媛県訓令第10号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

		改 正 後							改 □	E 前	ັ້ນ			
	第4 (第4条関付 最の権限に属す	系) る産業経済部関係事務	に係る特定派	別表第4(第4条関係) 局長の権限に属する産業経済部関係事務に係る特定決裁事項										
組織名	事務の種類	事項		決裁区事。	決者		組織名	事務の種類	事		項	決局長	裁区専決部長	-
商工観光室	1~12 省略 13 <u>中小企業</u> 等経営強化 法 の施行 に関する事	1 経営革新計画の承更の承認(第8条第9条第1項、第48条2 経営革新計画の承し(第9条第2項) 3 調査並びに指導が(第46条第1項、第46条第1項、第20報告の徴収(第項)	1項、第 第2項) 認の取消 ひび助言 4項) の実施状				商工観光室	1 ~ 12 省略 13 中小企業 の新たな事業 業活動の促進に関する 進建の施行に関する ある事務	更の承認 10条第1I 2 経営革新 し(第109 3 調査並 (第37条9 4 承認経済	(第9条 頁、第39 新計画の 条第2項 びに指導 第1項、 言革新計	第1項、第 条第2項) 承認の取消) 算及び助言			
備者	14~16 省略 考 省略						備考	14~16 省略						

(愛媛県地方局処務規程の一部改正)

第3条 愛媛県地方局処務規程(昭和56年愛媛県訓令第40号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後 正 (地方局長に対する事務の委任) (地方局長に対する事務の委任) 第13条 省略 第13条 省略 2・3 省略 2 · 3 省略 4 地方局長に委任する事務のうち、産業経済部に関するものは、 4 地方局長に委任する事務のうち、産業経済部に関するものは、 別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。 別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。 (1)~(1)の20 省略 (1)~(1)の20 省略 (1)の21 中小企業等経営強化法第8条第1項 (1)の21 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第9条第 ___の規定に基づく経営革新計画の承認に関すること。 1 項の規定に基づく経営革新計画の承認に関すること。 (1)の22 中小企業等経営強化法第9条第1項 (1)の22 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第10条第 の規定に基づく経営革新計画の変更の承認に関すること。 1項の規定に基づく経営革新計画の変更の承認に関すること。 (1)の23 中小企業等経営強化法第9条第2項 (1)の23 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第10条第 _の規定に基づく経営革新計画の承認の取消しに関するこ <u>2項</u>の規定に基づく経営革新計画の承認の取消しに関するこ ٤. (1)の24 中小企業等経営強化法第46条第1項 (1)の24 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第37条第 の規定に基づく調査に関すること。 1 項の規定に基づく調査に関すること。 (1)の25 中小企業等経営強化法第46条第4項 (1)の25 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第37条第 の規定に基づく指導及び助言に関すること。 3項の規定に基づく指導及び助言に関すること。 (1)の26 中小企業等経営強化法第47条第1項 (1)の26 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第38条第 の規定に基づく報告の徴収に関すること。 1項の規定に基づく報告の徴収に関すること。 (1)の27~(68) 省略 (1)の27~(68) 省略 5・6 省略 5・6 省略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

平成28年10月14日 発行 6